定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目三番二一号

ケイテイシステムコンサルティング株式会社　代表取締役　手塚　久也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二日

東京都板橋区小茂根四丁目一八番一二号

株式会社出羽紙器製作所

代表取締役　小林　正臣

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二日

神奈川県川崎市川崎区東田町一番地二いちご川崎ビル二階

スタンダード・ロジック株式会社

代表取締役　大塚　英事

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二日

愛媛県松山市今在家一丁目八番二八号

株式会社エネルギーシステム

代表取締役　光藤成一郎

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は株券提出日である平成二十九年一月三日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年十二月二日

兵庫県たつの市新宮町井野原六八〇番地の一

株式会社富田建材工業

代表取締役　富田　順造

限定承認公告

本籍北海道爾志郡乙部町字館浦一六〇番地、最後の住所東京都大田区西六郷三丁目一五番二号レオパレス西六郷一〇一

被相続人　亡　山田　憲紀

右被相続人は平成二十八年九月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月二十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日

北海道旭川市五条通一二丁目一〇八六番三

富川法律事務所

限定承認者早勢冨士子

代理人弁護士　富川　泰志

限定承認公告

本籍東京都文京区白山一丁目三番地、最後の住所埼玉県川口市本蓮三丁目四番三一号

被相続人　亡　川村　悦之

右被相続人は平成二十八年八月十二日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月二十二日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日

埼玉県川口市本蓮三丁目四番三一号

限定承認者　川村　由香

限定承認公告

本籍愛知県豊橋市植田町字一本木一一六番地一三〇、最後の住所愛知県豊橋市植田町字一本木一一六番地の一三〇

被相続人　亡　石橋　一三

右被相続人は平成二十八年八月二日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月七日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日

愛知県豊橋市植田町字一本木一一六番地一三〇

限定承認者　石橋　幸典

任意清算公告

当法人は、平成二十八年十一月三十日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月二日

福岡市中央区赤坂一丁目七番二三赤坂弁護士ビル三〇八号

あい司法書士法人

清算人　廣島　裕二

訂正公告

平成二十八年十一月二十一日(号外第二五五号)掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の商号「株式会社ヤング・ルック」とあるは「株式会社ヤングルツク」の誤りにつき訂正します。なお、この合併に異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月二日

東京都新宿区片町三―五

(甲)株式会社ヤングルツク

代表取締役　佐藤　直基

東京都新宿区片町三―五

(乙)株式会社クルージュ

代表取締役　佐藤　直基

訂正公告

平成二十八年十一月二十八日掲載の（甲）株式会社storage、(乙)株式会社mirror ballに係る吸収分割公告中、甲の商号「株式会社Storage」とあるは「株式会社storage」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年十二月二日

扱店

訂正公告

中日本高速道路株式会社公告第二十五号

平成二十八年十一月十一日（号外第二四九号）掲載の高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告（中日本高速道路株式会社公告第二十三号）中、

1．割引をする自動車中、「本割引の適用を受けるための申込がなされている場合に限る。」を「本割引の適用を受けるための申込がなされ、事前に提出された運行計画に基づき、対象路線を利用する場合に限る。」に、2．割引額中、「割引額は次表のとおりとし、4．に定める区間の利用距離に対して」を「割引額は」に、「(1)①イ(ロ)イ）Aの表中に定める特大車の普通区間の1キロメートル当たりの料金の額から減じるものとする。」を「1．(1)(④イ(ハ)を除く)の定めにより算出した額から、当該走行のうち4．に定める区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額から次表の額を減じて算出した額を差し引いた額とする。」に、表中、「割引額」を「減じる額」にそれぞれ訂正します。

平成二十八年十二月二日

名古屋市中区錦二丁目一八番一九号

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　宮池　克人

正誤

ページ	段	行	誤	正
一六	上	一八（終りから）	通商産業省	経済産業省
一一	下	二（終りから）	第5の1中「	第5の1各号列記以外の部分中「中小企業者等」を「中小企業者及び個人に」
一一	下	一	〃	〃
一一	下	九	〃二～	並びに2三から2三まで
一二	上	二	〃	並びに2各号列記以外の部分及び2三から九
一二	上	二	異分野連携に新事業分野開拓	異分野連携新事業分野開拓

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二日付第二六七号六　四ページ●同日付政府調達第二二六号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）